

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該市町村にいつては、当そ)
(市町村民税所得割に係る基準税額の算定方法)

四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関し必要な事項を定めるることを目的とする。

(第二条) 市町村民税所得割に係る基準税額は、当該市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left\{ \left(A + B + C - D - E \right) \times \frac{a - \frac{f}{12}}{a} \times 1.001853 \right\} \times (F \times 0.8012 \times 0.3 + 0.7) \times 0.731 \times 0.9950128$$

算式の符号

A 課税標準の段階ごとの所得税有資格者数に別表(1)に定める単位額を乗じて得た額の合算額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税有資格者数は、市町村税課税状況調 (昭和43年6月29日付受地第581号各市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ。)による市町村民税所得割の納税義務者数のうち有資格者数に1.026を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下Bにおいて「本年度有資格者数」という。)とする。

B 所得税失格者数に1.098円を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をいふこととす。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県規則第五号

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をいふこととす。

(田的) 市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令 (昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。) の定めにとひらに基づき、市町村に交付すべく昭和

得税失格者数は、本年度有資格者数に0.332を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

C 分離課税に係る所得割額に1,259を乗じて得た額(500円未満の端

数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において

て、分離課税に係る所得割額は、市町村税課税状況調による分離課税に係る所得割額とする。

配当控除の額に1.147を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）。この場合において、配当控除の額は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る配当控除の額とする。

E 山林所得に係る課税標準額がある納稅義務者の課税標準の段階ごとの数に別表(2)に定める単位額を乗じて得た額の合算額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円とする。）。この場合において、山林所得に係る課税標準額がある納稅義務者の課税標準の段階ごとの数は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る山林所得に係る課税標準額がある納稅義務者の課税標準の段階ごとの数に1.026を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

前年分の所得税額を前前年分の所得税額で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。この場合において、前年分の所得税額は前年度の3月31日現在における前

年分の申告所得税額及び前年中の源泉所得税額の合算額とし、前前年分の所得税額は前前年度の3月31日現在における前前年分の申告所得税額及び前前年中の源泉所得税額の合算額とする。

a 市町村税課税状況調による市町村民税所得割額。
b 市町村税課税状況調による市町村民税の特別徴収に係る所得割額。(市町本部税込人税額に係る特徴税額の算定方法)。

税額及び前前年中の源泉所得税額の合算額とする。

レ 市町村税課税状況調による市町村民税の特別徴収

第三条 市町村民税法人税割に係る基準税額は、当該市町村につき次の各

一 昭和四十四年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

都道府県（大都市の区域を除く。）又は大都市に事務所又は事業所

を有する法人（以下本条において「市町村分割法人」という。）に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一條の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

$$\begin{aligned} \text{算式} \\ A \times 0.076095 \times 0.9995566 + B \times 0.06675 \times 1.000715 + C \times 0.06675 \\ \times 1.001289 \end{aligned}$$

算式の符号

A 昭和43年4月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日まで

の間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和43年11月30日までの間に、昭和43年10月1日から昭和44年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るもの）を含む。以下本条において同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

B 昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合には、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C 昭和29年4月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和43年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和43年3月31日（昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和43年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和43年12月1日から昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から該法人に係るAの額を控除した額との合算額

ロ ヘの法人以外の法人（以下本条はこれを「他の法人の法人」といふ。）に係る分

民事が調査したといふときは、次の算定式にて算定した額

算式

$$D \times 0.07695 \times 0.999886 + E \times 0.06675 \times 0.999709$$

算式の符号

D 昭和43年2月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合には、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

E 昭和29年4月1日から昭和43年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和43年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和43年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

11 調査回数に相当する額の過大算定額又は過少算定額

次のヘ及らるゝに定むるところのものにて算定した額の合算額

ヘ 各年平均法人に係る分

民事が調査したといふときは、地方税法第111条の11の第1項

及ぶ第111条の11の第1項の規定の處に依りて、次の算定式にて

算定した額

$$\text{算式} \\ (F \times 0.06675 \times 0.99903 + G \times 0.06675 \times 0.999532 + H \times 0.06675 \times 1.001289) - I$$

算式の符号

F 昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和43年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合には、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

G 前号の算式の符号中Aと同じ。
H 前号の算式の符号中Cと同じ。

I 昭和43年度普通交付税の算定の基礎となつた市町村分割法人に係る市町村民税法人税割の基準税額

口 その他の法人に係る分

知事が調査したところに基いて、次の算式によつて算定した額

$$(J \times 0.06675 \times 0.999855 + K \times 0.06675 \times 0.999709) - L$$

算式

J 前号の算式の符号中Dと同じ。

K 前号の算式の符号中Eと同じ。

L 昭和43年度普通交付税の算定の基礎となつたその他の法人に係る市町村民税法人税割の基準税額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の区域内に所在する土地の地目じとの昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準額（地方税法第三百四十九条並びに同法附則第十八条第一項及び第十九条第一項の規定により昭和四十四年度分の固定資産税が課される場合における土地の課税標準額

をいう。）で知事が調査した額に○・○一〇一九を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価格に当該市町村の家屋の床面積（知事が調査した昭和四十四年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条规定は第三百五十一条本文又は附則第十四条第二項の規定に該当するものを除く。）を乗じて得た額（新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するもののうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとする。）に○・○一〇一九を乗じて得た額から地方税法附則第十六条の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として知事が調査した額に○・七五を乗じて得た額を控除した額とする。

4 傷却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号によつて算定される傷却資産以外の傷却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号〔〕により自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）に基づき、次の

イ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における事業所統計調査結果報告の基礎則によつて調査され、昭和四十一年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表十五(1)に掲げる産業分類ごとの従業者数（国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。）、同法第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した価格三千万円以上の償却資産（以下「三千万円以上の償却資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者が十人未満である事業所の従業者数を除く。以下同じ。）にそれぞれ省令別表第十五(1)に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に九三七・九九二円を乗じて得た額である分した額

- 口 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和四十四年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十五条本文の規定に該当するもの及び同法第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し、配分した額、省令第三十二条第四項第一号(2)の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。）に〇・〇〇一九四一を乗じて得た額である分した額
- 二 当該市町村について省令第三十二条第四項第一号(2)、(3)、(4)及び(5)の方法によつて算定した額
- (鉱産税の基準税額の算定方法)
- 第五条 鉱産税の基準税額は、省令別表第十七(1)に定める山元価格に、知事が調査した当該市町村の昭和四十二年中における鉱物の種類別生産量を乗じて得た額に〇・〇〇七一二五を乗じて得た額とする。
- (木材引取税の基準税額の算定方法)
- 第六条 木材引取税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和四十年度、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における坑木用材及びパルプ用材として使用される素材及びその他の素材ことの素材生産量の合計数を三で除して得た数にそれぞれ一・九二九一七を乗じて得た数を素材生産推定量とし、当該素材生産推定量に省令別表第十八(1)に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三七を乗じて得た額とする。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の普通交付税の算定について適用する。
(市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廢止)
 - 2 市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第六号）は、廃止する。

別表 市町村民税所得割に係る表
(1) 課税標準の段階別有資格者数に乘ずる単位額

課 税 標 準、額 の 段 階	単 位 額
15万円以下のもの	563
40万円をこえ 40万円以下のもの	5,516
70万円をこえ 70万円以下のもの	18,209
100万円をこえ 100万円以下のもの	37,124
150万円をこえ 150万円以下のもの	65,768
250万円をこえ 250万円以下のもの	127,738
400万円以下ものの	259,274
600万円以下のもの	491,613
1,000万円以下のもの	888,179
2,000万円以下のもの	1,777,105
3,000万円以下のもの	3,560,883
5,000万円以下のもの	6,211,331
5,000万円をこえるもの	14,231,682

(2) 山林所得に係る課税標準額がある納稅義務者の課税標準額の段階ごとの数に乘ずる単位額

課 税 標 準、額 の 段 階	単 位 額
15万円以下のもの	—
40万円をこえ 40万円以下のもの	1,147
70万円をこえ 70万円以下のもの	5,401
100万円をこえ 100万円以下のもの	11,738
150万円をこえ 150万円以下のもの	20,735
250万円をこえ 250万円以下のもの	45,279
400万円以下ものの	81,462
600万円以下のもの	146,081
1,000万円以下のもの	242,000
2,000万円以下のもの	422,596
3,000万円以下のもの	762,622
5,000万円以下のもの	1,027,692
5,000万円をこえるもの	1,523,529